

帶の時、上に著する装束を袍と云、此袍は綾を以て縫なり、其綾に様々の織紋あり、天子のめす黄  
檼染といふは、桐竹鳳凰麒麟の織紋あり、麴塵の御袍には、唐草に鳥の織紋あり、赤色の御袍には、  
唐草に窠の内に菊の紋あり、略又臣下の袍には、或は浮線綾の丸、或はくつはからくさ、或は輪  
無、或は輪違等の紋あり、此外家々に定りて用る紋あり、これを定紋といふ、各家の紋なり、右は公家の事也、武家の  
紋は、旗幕の目々るしなり、是は保元平治の合戦の頃よりはじまりし事歟、後には旗幕ならでも、  
衣服にも紋付る事になりしなり、宗五記に云、公方様御服と申は、織物色御紋不定、白きあや、又はあや  
つむぎを、地をいろくくに染て、御紋むらさきなどに付候云々、是は東山殿義政公時代の事なり、御  
紋不定とあるを見れば、其頃は衣服には、家の紋にかぎらず、何紋にてもつけしなり、後世には必  
家の紋の外には付ぬ事になりしなり、

〔名目抄 衣服〕異文諸家大臣已後著之、家々之説不同、西園長子唐草三條大龜甲、久我菱歟、當流藤鞆繪、

〔三條家裝束抄〕一冬袍は玄、々ら地の綾文縁家用之、輪無は當家大炊御門中院黨日野勸修寺等用  
之、轡唐草は西園寺徳大寺花山院四條以下多用之、夏冬無差別、大臣以後異文、袍定ル事也、當家  
は壯年の時雖任大臣、暫輪無用之也、宿老之後用龜甲、大龜甲遠文居之、大サ七寸計なり、八條大相  
國藤原被用此文、依而當家用之、他家異文袍、西園寺は長命唐草、大炊御門龜甲、閑院藤鞆繪、自餘  
只今不覺悟、追而可尋記、又異文、袍は熨地なり、裏普通物なり、冬袍は裏有之、平絹なり、強張調之、色  
の事、四位已上は稱黒袍、フシカチにて染之、面はフクサ張なり、夏の袍は文同上、薄物織之無裏、色  
又同上、餅ノリにて強張之、

〔隨兵日記〕一大將まづ鎧ひた、れに、我家の紋をぬひものに織付著すべし、

〔道照愚草〕うら打著用之事、略中紋之事は、家々の紋を付候方も候、大略松竹梅鶴龜などを付候、い  
さうなる紋などは不付候、